

令和 7 年 2 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

立科町長 両 角 正 芳

市町村名 (市町村コード)	立科町 (20324)
地域名 (地域内農業集落名)	中尾・美上下を除くその他地域 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 10 日 (第 回)

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の平均年齢は高いものの、各地域に一定数の地域農業の担い手がいるが、その担い手のキャパシティーを上回って遊休農地が増加していることや、現在の担い手に後継者がいないなど、農地の適切な利用において、複合的な課題がある。

後継者確保のため、新規就農者の確保のほか、地域農業の維持と遊休農地の減少を図るため、地域住民の協働による農地利用の仕組みの構築が必要である。

特に地域農業の維持においては、当町の特産品であるりんごを主とした果樹類と、県内有数の産地である種もみの生産者の確保は喫緊の課題であることや、新たな作物の生産も検討しなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域特有の農産物を守っていくためにも、後継者の確保が必要不可欠である。
地域外から農地を利用する者を確保すると同時に、地域内コミュニティで農地を維持する体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,157.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,157.77 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農新農用地区域内の農地で、再生利用困難と判定された農地を除いた農地を農業上の利用が行われる地域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手へ農地集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手と地権者の意向に沿って、農地中間管理機構への貸付を行い、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手への集積は進んでいるものの、担い手ごとに農地の団地化を進めていくことは非常に困難であることから、農地大区画化や条件整備の手段として、担い手および地権者、地域の意向があった場合に検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・JAと連携し、地域内外から経営体を広く募集する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため、担い手のニーズをJAと共有し、作業の効率化や遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①立科町有害鳥獣駆除対策協議会および猟友会と連携し、地域からの情報に速やかに対応できる体制を構築する。</p> <p>⑦地域農業の維持、農地の保全管理のため、地域のコミュニティーをひとつの団体とし、耕作者と地権者をつなぎ、農地の保全を行う団体の設立を進める。</p>				